戦後税制 3つの転機

税金考

戦後70年の税金の歴史には3つの転機があった。終戦から4年後の「シャウプ勧告」は所得税中心の税制を確立した。高度成長の終わりとともに税収が伸び悩み消費税を基軸にした税制への転換が焦点になる。グローバル化の進展が促した法人税率の引き下げは世界的な潮流となっている。税金の内実を分析すると負担の偏りなど新たな課題も浮上している。(1面参照)

1949年 「シャウプ勧告」原点に

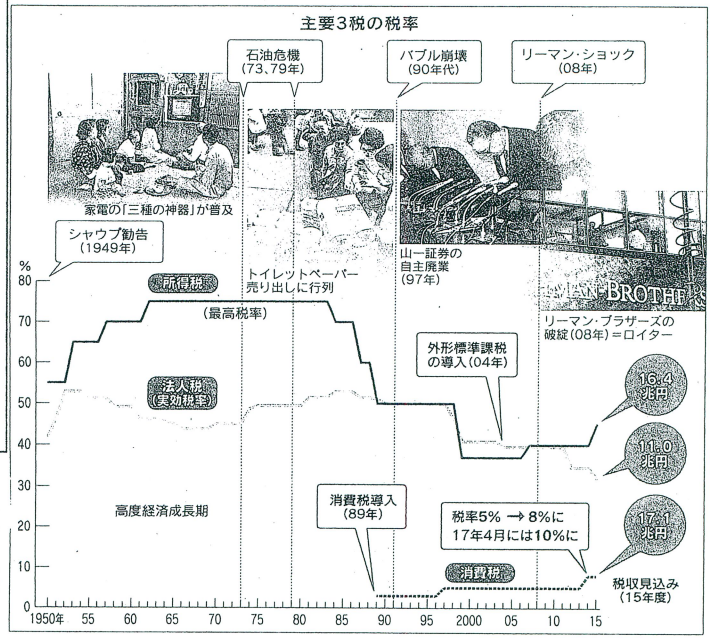

66年前の1949年5月10日夜。後に首相になる池田勇人蔵相は羽田空港にいた。米コロンビア大のカール・S・シャウプ教授を団長とする7人の税制使節団を迎えるためだった。

◇

「学者連中だから、果たしてどこまで実際的な案を出すのかと思っていた」。当時大蔵省主税局長だった故平田敬一郎氏は半信半疑だった様子を後にこう漏らしている。税制使節団は精力的に国内を視察し、約4カ月で全4巻に及ぶ日本税制に関する「シャウプ勧告」をまとめた。

勧告は所得税を中心とする抜本改革を促した。改革前の所得税の最高税率は85%。所得隠しや脱税が相次ぎ「大なる不公平」を生んでいた。勧告は最高税率を55%に引き下げる一方、富裕層向けの新税をつくるよう促した。戦費調達を目的に設計された様々な間接税を廃止するよう迫った。

森信茂樹中央大教授はシャウプ勧告について「簡素・中立・公平を原則とし当時理想とされていた所得税中心の税制の礎となった」とする。

60年代の高度成長期は税収もおおむね年率20%超の勢いで伸びた。所得税中心の税制がうまく機能した時代ともいえる。だが70年代の石油ショックを境に日本の高度成長は終わりを告げる。税収も伸び悩むなかで政府は新たな基幹税として消費税などの間接税の本格的な検討を始めた。

所得税に代表される直接税は景気変動で税収がぶれやすいうえ、企業や個人の節税策で不公平が生じやすい。一方、間接税は安定した税収を確保できる特長を持つ。全納税者がそれぞれ負担するため高齢者と若者など世代間でも平等も生じにくい。高齢化に伴う政府支出増をにらみ欧州ではフランスを皮切りに70年代に急速に広がった。

だが日本は二の足を踏んだ。79年の大平内閣で一般消費税構想は挫折。80年代の中曽根内閣の売上税も頓挫した。高齢者の生活の安定にもかかわった「税金考」ほか大鵬隆、毎利靖子、初田聡、塚本奈津美、犬童文良、仲村宗則、佐藤理、上杉素直、植松正史、高岡徹人、山田宏逸、羽田野主、川瀬智浄、斉藤雄太、八十島綾平、江渕智弘、篠崎健太、赤尾朋子、飛田臨太郎、山田和馬、浅松和海が担当しています。

89年 曲折経て消費税導入

シャウプ勧告に沿って戦後の税制の基本ができた（大綱を発表するシャウプ教授）

現在 法人税下げ競争

経済成長のかたちが大きく変わった一方で、税制の抜本改革はずいぶん遅れてきた。例えば産業振興を名分に特定の業界を優遇する租税特別措置。一定の時限立法の形をとるケースがほとんどだが、経済成長に貢献しなくなっても延長を繰り返し今もお残っている優遇措置が少なくない。

戦後税制の変遷は「経済のグローバル化」という視点も欠かせない。80年代以降、ヒト・モノ・カネの動きが急速に国境を越えるようになった。日本にもその波は押し寄せ、円高を背景に日本企業の海外進出が一気に進む。

85年時点で50年と比較すると輸入額は1.33倍、輸出額は2.14倍に膨らんだ。企業が節税に有利な国を選ぶようになり、税金を巡る力関係は一民優位に逆転した。各国による法人税の引き下げ競争の起点はこのころにある。

崩れる税の常識

日本の法人実効税率は2016年度に31・33%と直近より0・78%下がる。間接税にあたる消費税は17年度に10%に上がるものの、依然として法人税率を大幅に下回る。だが世界を見渡すと、消費税率が法人税率を下回るという常識は崩れつつある。

KPMGインターナショナルによると、欧州の間接税の平均は14年に20・18%と、法人税率（19・68%）を上回った。データをさかのぼれる06年以降では初めてだ。

スウェーデンは13年に法人税率を26・3%から22%に引き下げ、間接税率（25%）との関係が逆転した。英国も00年には30%だった法人税率を段階的に下げ、15年4月には20%になった。逆に消費税率は17・5%から20%に引き上げた。

有利な事業環境を求めて企業が国を選ぶ傾向が強まるなか、主要国の間では法人税率を下げ、企業を誘致する競争が過熱している。税収減を補い社会保障向け支出を賄うため間接税への依存度を高めている。欧州は国境の垣根が低い分、こうした流れが最も先鋭的に表れている。

欧州は間接税率＞法人税率

私たちが毎月の収入から払う所得税は年16兆円。だれがどのくらい払っているのか。1人当たりの税負担を国税庁統計で分析すると、年収1000万円超の高所得層の負担が重くなっている。稼ぎが良い人ほど多く税金を払う累進課税の仕組みに沿っているが、この10年で負担の偏りが一段と進んでいる面もある。

国税庁の民間給与実態統計調査（2013年分）によると、会社員などの給与所得者は約4600万人。年収1000万円超～2000万円以下の給与所得者は約166万人で4%弱にすぎないが、所得税額は約2兆2700億円と全体の27%を支える。

1人あたりの所得税額は137万円。03年の111万円と比べ10年で23%増えた。年収500万円超～1000万円以下の税負担が24万円とほぼ横ばいなのとは対照的だ。

団塊の世代の退職などで年収1000万円を超える給与所得者は10年で40万人近く減った。その一方で、税金の計算時に一定額を所得から引ける控除制度の縮小が高所得者層を中心に進んだためだ。

「サラリーマンの必要経費」と位置付けられる給与所得控除は、13年分から年収1500万円超は245万円で頭打ちとする仕組みになった。子ども手当の導入に伴う年少扶養控除の廃止も響いている。

子ども手当から衣替えした児童手当の場合、所得制限をもうけており、税金以外でも年収1000万円前後から負担感が高まる。

大和総研の社会保険料を含めた試算（夫婦の1人が働き3歳以上中学生以下の子ども2人の4人世帯）では、年収が900万円から1000万円に上がる時の負担が特に重い。

年収が100万円増えても手元に48万円しか残らない計算だ。是枝俊悟研究員は「高所得者層への負担要請はやむを得ないが、働く意欲をそぐ面もある」と指摘する。

給与所得控除は16年から年収1200万円超で、17年から年収1000万円超でそれぞれ縮小される。税を通じた所得再分配の機能は高まる半面、人数が少なく政治的な反発が小さい高所得層が狙い撃ちになっている面は否めない。

年収1000万円超 偏る負担
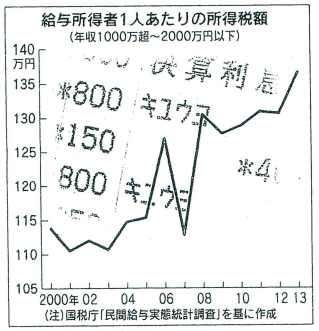
所得税額 10年で2割増